

# ねこの手だより

2021 1月号 No. 225



新春を迎え、皆様方におかれましては益々御健勝のこととお喜び申し上げます。昨年は、一年を通して大変お世話になりました。本年も、農作業支援につきまして、変わらぬ御理解と御協力をお願い申し上げます。

## お願い

1. 今年も「所得税確定申告及び市・県民税の申告」の時期が近付いてきました。令和2年分所得税の確定申告書の提出及び納付の期間は、令和3年2月16日（火）から同年3月15日（月）まで（ただし、所得税の還付申告は令和3年1月4日（月）から可能です）、市・県民税の申告期間は令和3年2月9日（火）から令和3年3月15日（月）までです。令和2年1月から12月給与の「源泉徴収票」を同封しましたので、確定申告の際には「給与所得」として下さい。

なお、月々の給与支払の際に、源泉所得税が徴収されている方につきましては確定申告により、それまでに納めた源泉所得税が還付される場合があります。

2. 先月号に同封しました「令和2年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」をまだ提出されていない方は、大至急提出してください。  
（他の会社等にこの申告書をすでに提出している方は、農業公社への提出は必要ありません。）

\*農業公社への御意見・御質問等ありましたら、お気軽に下記まで御連絡ください。

|     |                              |  |                  |
|-----|------------------------------|--|------------------|
| 事務局 | 一般社団法人<br>塩尻市農業公社<br>ねこの手クラブ | 0263-87-1744<br>E-mail: tk60150@city.shiojiri.lg.jp<br>http://www.shiojiri-agri.jp | FAX 0263-52-0340 |
|-----|------------------------------|--|------------------|